

足摺宇和海国立公園 50 周年記念『こうちのうまいもんフェア in 土佐清水』
の委託事業者募集要領

土佐清水市（以下「市」という。）では、足摺宇和海国立公園 50 周年記念『こうちのうまいもんフェア in 土佐清水』について、次のとおり委託事業者を募集する。

1 事業の目的

今年度は足摺宇和海国立公園 50 周年の記念の年であり、高知県においても、食をテーマにしたリョーマの休日キャンペーンを実施している。このタイミングに合わせて、本市で「こうちのうまいもんフェア in 土佐清水」を地域の食のイベントとして開催し、観光客等を誘致することで、市内を始めとしたコロナ禍で売り上げが落ち込んでいる県内事業者を盛り上げる。

本事業をより効果的・効率的に実施するため、委託候補者を選定する公募型プロポーザルを実施する。

2 事業の概要

委託事業名 足摺宇和海国立公園 50 周年記念『こうちのうまいもんフェア in 土佐清水』事業の内容 別添「足摺宇和海国立公園 50 周年記念『こうちのうまいもんフェア in 土佐清水』業務委託仕様書」のとおり

- (1) 委託期間 契約締結の日から令和 5 年 2 月 15 日まで
- (2) 委託上限額 3,100,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 スケジュール（案）

・質問の受付期間	令和 4 年 8 月 16 日（火）～令和 4 年 8 月 22 日（月）
・現地（会場）説明	令和 4 年 8 月 19 日（金）
・質問の回答	令和 4 年 8 月 24 日（水）
・企画提案書等の提出期限	令和 4 年 8 月 31 日（水）
・プレゼンテーション	令和 4 年 9 月 5 日（月）
・選定結果通知	令和 4 年 9 月 8 日（木）
・契約締結	令和 4 年 9 月 12 日（月）

※上記については、予定であり当方の都合により変更になる場合がある。
変更になる場合には、その都度連絡を行う。

4 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 本事業に類似した業務の受託実績があり、業務手法に精通していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）

に基づく再生手続開始の申立てをした者にとっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。

- (4) 企画提案募集に係る日から企画提案の特定の日までの期間に、土佐清水市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないこと。

5 応募手続

(1) 担当及び問合せ先

土佐清水市観光商工課

〒787-0392 土佐清水市天神町 11-2

電話 0880-82-1212 FAX 0880-82-1126

メールアドレス kanshou-lg@city.tosashimizu.lg.jp

担当：畠中・岡崎

(2) 募集要領の配布

土佐清水市ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.tosashimizu.lg.jp/>

(3) 応募方法

本プロポーザルへの参加希望者は、別記1の書類を提出すること。

ア 提出期限：令和4年8月31日（水） 午後5時まで（必着）

イ 提出方法：(1)の担当に持参又は郵送（書留郵便に限る）

(4) 企画提案書の作成方法

企画内容、提案事項、スケジュール等を図・表等を用いて作成すること。用紙はA4判とし、図表等A3判を使う場合は折り込むこと。

(5) 提出された応募書類の取扱い

ア 応募書類は、本プロポーザルにおける委託候補者選定以外の目的では使用しない。

イ 応募書類は、選考に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

(6) 企画提案書作成に関する質疑応答

ア 質問受付期間：令和4年8月16日（火）から令和4年8月22日（月）午後5時まで（必着）

イ 質問方法：電子メールで(1)のメールアドレスに提出すること。

ウ 質問様式：任意。ただし、以下の項目を明記すること。

・ 件名は足摺宇和海国立公園 50周年記念『こうちのうまいもんフェア in 土佐清水』に関する質問」とすること。

・ 質問者の会社・団体名、部署名、担当者の役職、氏名、電話番号、FAX 番号及び電

子メールアドレスを記載すること。

- ・ 企画提案書の審査に係る質問には回答しない。

6 現地説明

実施日：令和4年8月19日（金） 13：30～14：30

集合場所：土佐清水市養老303 ジョン万次郎資料館正面玄関前

※現地説明参加希望者は、令和4年8月18日（木）17：00までに、5（1）担当及び問合せ先まで、ご連絡をお願いいたします。

7 評価方法等

(1) 評価基準

別記2のとおり

(2) 評価方法

提出された企画提案書等の書類についてプレゼンテーションを行い、評価基準に基づき評価する。プレゼンテーションの日時及び場所は別途通知する。ただし、審査委員会が必要ないと判断した場合は、プレゼンテーションを行わない。

(3) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(2)の総合点が最も高い者を委託候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数いる場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を委託候補者として選定する。

ウ 参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2(4)の委託上限額を超える場合

エ 評価に係る者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

委託候補者を選定した後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日の翌営業日以降に、選定の結果、参加した事業者及び評価点その他の委託候補者を選定した理由が分かる情報を公表するものとする。

ただし、審査内容については公表しない。また、審査内容及び評価結果についての異議申し立ては認めない。

9 契約手続

- (1) 委託候補者を選定された者と審査委員会との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。契約条件について合意に達しなかったときは次順位者と契約協議を行う。また、契約に関する費用（印紙代を含む）は、

選定された者の負担とする。

- (2) 契約代金の支払いは、原則、精算払いとする。
- (3) 選定された委託候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を委託候補者とする。

10 その他

- (1) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (2) 応募書類を提出した後、差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、審査委員会から指示があった場合を除く。
- (3) 応募書類の作成、提出、ヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (4) 企画提案書作成のために市から受領した全ての資料は、市の許諾を得ないで、公表し、又は使用してはならない。